

氷見の土地改良



第60号
発行所
氷見市窪938
氷見市土地改良区
TEL0766(91)0083

ごあいさつ



氷見市土地改良区
理事長
江添 良春

「氷見の土地改良」第60号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。
皆様には日頃より当改良区の事業運営に対し各段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、農業者の高齢化や減少により、農地や農業用水の管理に支障が生じているほか、燃料価格の上昇に伴う電力料金の高騰が土地改良区の運営を圧迫しております。国では、「食糧・農業・農村基本計画」の見直しに着手し、農業・農村の喫緊の課題に積極的に取り組んでいく必要性を謳っております。

また、土地改良長期計画において、「担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化」、「高収益作物への転換、産地形成を通じた産地収益力の強化」、「頻発化・激甚化

する災害に対応した排水施設整備・ため池対策の取組による農業・農村の強靱化」などを推進していくこととされています。

氷見土地改良区においても、農地整備事業や、ため池整備事業など農業・農村の強靱化を始め、生産基盤の強化に向けた各種事業に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、氷見市土地改良区は昭和48年2月12日に設立され、令和5年2月12日で50年という節目の年を迎えたことから、先般、富山県土地改良事業団体連合会会長堂故参議院議員をはじめ多くのご来賓ご臨席のもと氷見市土地改良区設立50周年記念式典を執り行ないました。

古来より氷見市は水不足に悩まされてきた歴史の中、先人の方々の、ため池築造や各用排水路整備など長年に亘る情熱・ご苦労、さらには、さまざまな形で私たちを支えて下さった組合員の皆様、ご関係各位のおかげであり、厚く御礼申し上げます。

先人から受け継がれてきた貴重な財産を、次の世代にしっかりと継いでいくため役員一同、一丸となつて責務を果たしてまいります。

次に氷見市宇波土地改良区との合併についてであります。

氷見市宇波土地改良区との合併に向け準備を進め、本年3月22日に、合併予備契約調印

式を挙行したところであります。

今後、合併認可申請を行い、承認されれば、氷見市土地改良区の効率的な運営、維持管理などの効果が期待でき、体制強化につながるものであります。

次に今年度の氷見市土地改良区管内の事業について申し上げます。

まず、国の事業についてであります。

「国営施設機能保全総合対策事業」にて十二町瀉排水機場が抱える老朽化、ポンプの能力不足、非常用電源の確保などの予防保全対策、さらには施設の長寿命化対策や耐震化対策など様々な課題の対応策についての調査を引き続き実施していただく予定となっております。

次に県営事業では防災減災事業のため池整備が、久目、谷屋、稲積、中村、泉、大浦、北八代の7地区で、また農地整備事業では、北八代、中村、栗原の3地区で合わせて10地区で継続して事業が実施される予定であります。

県営事業以外では、県単独土地改良事業や維持管理適正化事業、更には区単独土地改良事業も積極的に実施し、生産基盤の強化に努めてまいります。

いずれの事業も、土地改良施設の多面的機能の発揮や安全確保、地域農業の安定的な継続に不可欠な整備を行うものであり、早期採択を待ち望んでいる地区が多々あることから、引き続き関係機関に対し強く要望活動を通じてまいります。

皆様にはこれまで同様、当土地改良区の運営全般に亘りご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、組合員の皆様並びに関係各位のご健勝とご多幸を衷心よりお祈り申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。



ごあいさつ

氷見市長 林 正之

皆様方におかれましては、日頃から、農業の持続的発展・農村の振興はもとより、市政の発展に多大なるご貢献をいただいていることに心から感謝を申し上げます。

また、去る6月29日には、氷見市土地改良区設立五十周年記念式典が挙行され、関係の皆様には心よりお祝い申し上げます。

農業農村を取り巻く情勢として、担い手の高齢化や後継者不足に加え、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や電力料金の高騰など様々な課題に直面しています。

こうした中、現在、国においては、世界的な食料情勢の変化等に対応するため、農政の基本理念や政策の方向性を示した「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた検証を進めております。

その中間取りまとめ案では、食料自給率の低い国内で不測の事態に備えるべく、「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「持

続可能な農業への転換」を3本の柱として、平時から農業生産基盤の強化を進めることとしております。

国の土地改良予算においては、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策等を含めた農業農村整備事業関係分として、令和4年度補正予算、令和5年度当初予算を合わせて6,134億円が確保され、市内各所において県営ほ場整備事業や県営農村地域防災減災事業が展開されております。

こうした貴重な財源を効率的、効果的に活用し、担い手への農地の集積・集約化、ICT水管理や自動走行農機等のスマート農業はじめ技術の開発・普及、更には高収益作物への転換などに加え、ため池工事特措法に基づく防災対策など、農業の体質強化を図るために、必要な土地改良事業を着実に進めていくことが重要であります。

市といたしましても、昨年度着手しました、「粟原地区」のほ場整備を推進するとともに、

継続地区のため池整備事業などの県営事業の促進と新規地区の採択について、国及び県に積極的に働きかけてまいります。

今後とも、本市の農業を支え、地域資源の保全などに取り組み氷見市土地改良区の皆様方と連携を図り、本市の農業の持続的発展に向けて、全力で取り組んでまいります。

結びに、今年度は新型コロナウイルス感染症が落ち着き経済活動、各種交流等が本格再開するアフターコロナ元年となることから、今後も本市の農業が発展し、農村に活力がみなぎるようご期待申し上げますとともに、氷見市土地改良区をはじめ、関係の皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念いたしまして、私の挨拶といたします。



ごあいさつ

富山県高岡農林振興センター所長 井上 靖啓

水見市土地改良区の組合員の皆様には、日頃から本県の農業・農村の振興にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

近年の農業・農村を取り巻く情勢は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小や担い手不足、自然災害の増加等に加え、昨年2月からのロシアによるウクライナ侵攻等に伴うエネルギー価格や肥料・飼料等の資材価格の急激な上昇が大きく影響するなど、厳しさが増しております。

このような中、県では、農業の生産コスト低減や高収益作物の導入を促進し、農業の競争力を強化するため、令和5年度農業農村整備事業関係予算として、当初予算109.2億円と、令和4年度11月補正予算73.1億円を合わせた182.3億円を確保しております。

このうち、貴土地改良区管内においては、農地整備事業は昨年度着手した「粟原地区」をはじめ「中村地区」「北八代地区」の計3地区で

農地の大区画化や水田の汎用化を進め、収益性の高い農業の実現を図ります。また、豪雨や大規模地震に耐えられるよう、「千元池」ほか6地区でため池整備を実施し、強靱な県土づくりを着実に進めます。

一方、農業生産においては、昨年、「コシヒカリ」の出穂後10日間の平均気温が過去20年間で3番目に高くなった一方、登熟盛期には日照不足が重なるなど、水稻の生育にとって厳しい気象条件でしたが、適切な栽培管理に取り組んでいただいた結果、令和4年産の作柄は作況指数101の「平年並み」、水見市のうるち米の一等比率は、県平均の88.0%を上回る90.3%となりました。

県では、引き続き①「富富富」の生産拡大と富山米のブランド力向上、②白ねぎ等の高収益作物の生産拡大、③省力化や生産性の向上を図るスマート農業の推進、④法人化や雇用労働力の確保による担い手の経営基盤強化、

⑤持続可能な農業・農村の推進を支援することとしていきます。

今後とも「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村」の実現を目指し、各種施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、貴土地改良区の限らないご発展と、組合員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。ごあいさついたします。

第51回通常総代会の開催

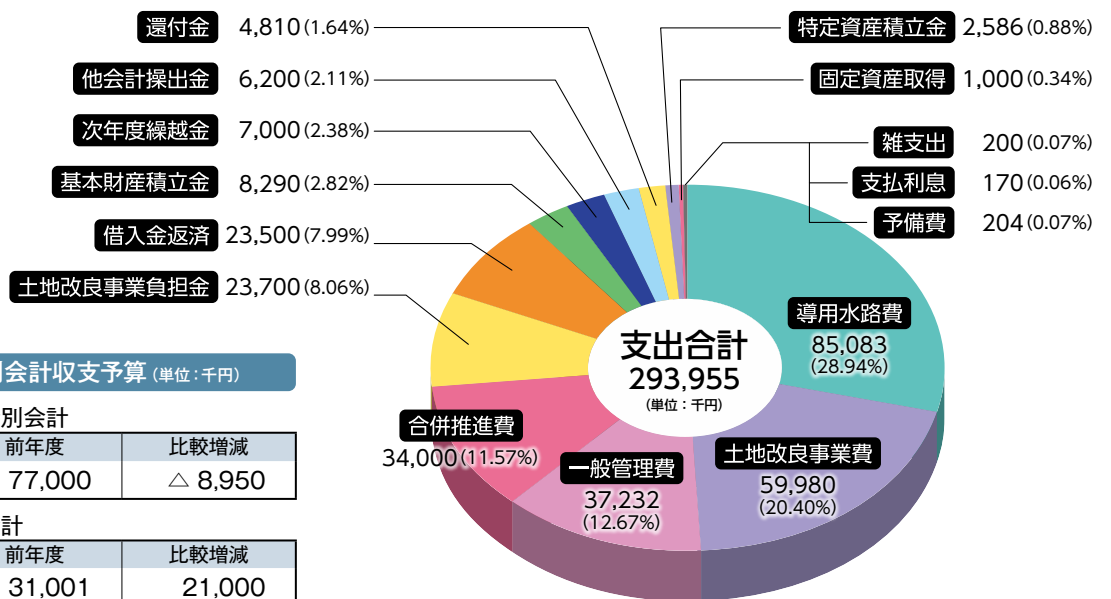
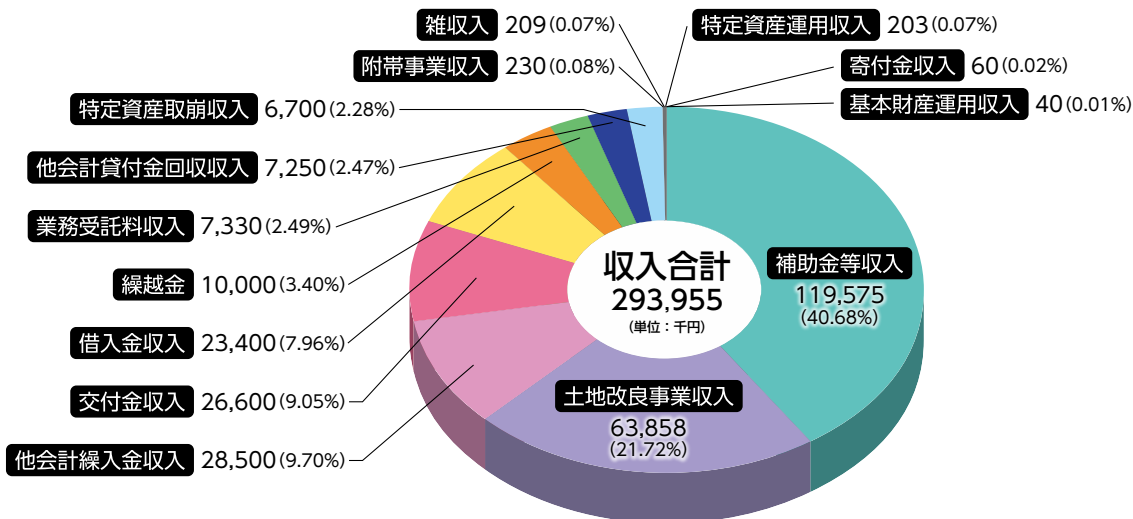


第51回通常総代会が去る令和5年3月10日（金）午後2時から氷見市農業会館4階ホールにおいて総代61名出席（22名書面議決）のもと開催されました。会議に先立ち、江添良春理事長の挨拶に引き続き、林正之氷見市長、水谷英二富山県高岡農林振興センター所長の両氏からご祝辞をいただきました。加納地区の川上悦男総代を議長に選出し、提出された令和5年度事業計画、同一一般会計収支予算及び特別会計収支予算等の16議案と1つの報告事項について審議し、何れも原案通り可決または承認されました。主な内容は下記のとおりです。

令和5年度 一般会計収支予算

(単位：千円)

本年度	前年度	比較増減
293,955	204,634	89,321



令和5年度 特別会計収支予算 (単位：千円)

十二町潟沿岸管理区特別会計

本年度	前年度	比較増減
68,050	77,000	△ 8,950

小水力発電事業特別会計

本年度	前年度	比較増減
52,001	31,001	21,000



**令和4年度
第1回臨時総代会の開催**

令和4年11月7日(月)午後2時から、令和4年度第1回臨時総代会が水見市農業会館4階ホールにて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面議決方式を併用し(書面議決者は22名)、出席者相互の距離を保った上で開催されました。

当日は、公務ご多忙の折にも拘わらず、水谷英二富山県高岡農林振興センター所長、中尾有美富山県高岡農林振興センター指導課長、釣賀勝行水見市建設部長、長谷慎一朗水見市ふるさと整備課主査のご臨席を賜りました。

会議に先立ち、江添水見市土地改良区理事長の挨拶の後、水谷所長、釣賀部長からご祝辞をいただきました。出席総代53名の中から窪地区の田中賢次総代を議長に選出し、令和3年度事業報告及び同一般会計収支決算等の5議案と1つの報告事項について審議し、何れも原案通り可決されました。主な内容は次のとおりです。その後、長瀬潔理事長職務代理の閉会の挨拶があり午後3時00分に閉会となりました。

令和3年度 一般会計収支決算

収入総額 **173,343,367円**

支出総額 **146,164,475円**
(次年度繰越金 27,178,892円)

●収入

(単位:円)

款	決算額	予算額	比較	
			増	減
1 組合費	52,671,686	51,890,000	781,686	
2 負担金及び会費	12,699,600	13,570,000		870,400
3 受託費	6,452,300	6,764,000		311,700
4 補助金	25,765,000	28,023,000		2,258,000
5 市助成金	23,890,000	25,954,000		2,064,000
6 雑収入	593,044	359,000	234,044	
7 借入金	10,739,538	18,590,000		7,850,462
8 繰入金	17,418,800	17,940,000		521,200
9 財産収入	1,075,984	1,150,000		74,016
10 繰越金	22,037,415	22,038,000		585
収入合計	173,343,367	186,278,000		12,934,633

●支出

(単位:円)

款	決算額	予算額	比較	
			増	減
1 事務所費	20,285,837	31,806,000		11,520,163
2 償還金及び利子	531,998	670,000		138,002
3 事業費	31,637,900	44,400,000		12,762,100
4 国県営事業維持管理費	62,009,598	68,706,000		6,696,402
5 受託費	1,097,500	1,886,000		788,500
6 分担金及び負担金	12,366,038	20,152,000		7,785,962
7 繰出金	17,303,000	17,303,000	—	—
8 還付金	932,604	1,150,000		217,396
9 予備費	0	205,000		205,000
支出合計	146,164,475	186,278,000		40,113,525

令和3年度 特別会計収支決算

(単位:円)

国・県営かんがい排水事業積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
2,438,000	2,598,521	0	2,598,521

転用決済積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
155,494,000	155,037,526	18,800	155,018,726

役員退任慰労積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
4,256,000	4,862,700	0	4,862,700

職員退職給与積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
39,069,000	38,615,626	510,896	38,104,730

基本財産積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
122,443,000	121,916,719	0	121,916,719

国・県営かんがい排水事業維持管理積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
423,642,000	423,564,281	0	423,564,281

国・県営かんがい排水事業維持管理修繕費積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
27,193,000	27,826,766	7,677,100	20,149,666

十二町潟沿岸管理区特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
89,000,000	66,812,566	65,171,454	1,641,112

十二町潟沿岸管理区転用決済積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
22,230,000	22,174,156	0	22,174,156

十二町潟沿岸管理区維持管理積立金特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
22,080,000	22,090,884	0	22,090,884

小水力発電事業特別会計

予算額	収入総額	支出総額	繰越額
51,698,000	54,540,155	53,954,818	585,337

氷見市土地改良協会 通常総会、研修会の開催

氷見市と市内4土地改良区、32の工区及び自治会で組織する氷見市土地改良協会第58回通常総会は、去る5月29日(月)午後3時から氷見市土地改良区2階会議室において開催されました。

提出された令和5年度事業計画並びに同一一般会計収支予算等の5議案について審議し、何れも原案通り可決または承認されました。同議案内で役員を選任が行われ、会長に江添良春氷見市土地改良区理事長、副会長に中田専秀西条畑地かんがい土地改良区理事長がそれぞれ選任されました。任期は向こう3年間です。

また、同日には会員の体質強化、スキルアップを目的とした研修会を開催し、富山県農林水産部参事農村整備課長松本紘明様から「富山県の農業農村の現状と政策の動向について」の講演をいただきました。その後行われた情報交換会では、各地区の抱える課題や取り組みについて活発な議論が交わされました。

氷見市土地改良協会では随時会員を募集しています。先進事例等の研修会を開催し土地改良事業の推進を目的としています。詳細は事務局91-0083までお問い合わせください。

令和5年度 一般会計収支予算 (単位:千円)

本年度	前年度	比較増減
5,825	5,777	48

高岡土地改良協議会長賞表彰 北陸地区農地集団化促進協議会永年勤続者表彰

氷見市土地改良区 管理課換地係長 上野 俊氏

平成19年4月の勤務以来、国営施設等の維持管理から十二町潟排水機場の会計経理まで技術職・事務職を問わず幅広く担当する傍ら、換地係長として県営農地整備事業の換地業務全般を担当するとともに、継続地区の事業推進や新規地区の事業採択に向けた地元調整、関係機関との協議に尽力されています。

十二町潟沿岸管理区 第41回代議員会の開催

令和5年3月8日(水)午後2時から氷見市農業会館4階ホールにおいて十二町潟沿岸管理区第41回代議員会が代議員27名出席(書面議決16名)のもと開催されました。窪地区の西川征雄代議員を議長に選出し、提出された令和3年度事業報告及び同特別会計収支決算等の9議案を審議し、何れも原案の通り可決又は承認されました。同議案内では役員の選出が行われ、理事10名、監事3名が選出されました。その後の組織役員会において、管理区長には谷内一理事、副管理区長には伊藤宣良理事、代表監事には鳥取信広監事がそれぞれ互選されました。任期は向こう4年間です。

役職名	氏名	選出ブロック
管理区長	谷内 一	十二町
副管理区長	伊藤 宣良	窪
理事	谷口 幸博	十二町
理事	田中 勉	窪
理事	下谷 善昭	十二町
理事	津沢 清人	神代
理事	村田 良一	柳田
理事	川田 安広	田子
理事	中 勇治	神代
理事	川辺 功	布勢
代表監事	鳥取 信広	十二町・氷見・布勢
監事	杉守 忠典	神代・田子
監事	田中 浩志	窪・柳田

職員募集の お知らせ

令和6年4月1日採用

募集資格・人数等

職 種 事務或いは技術

採用予定人数 1名

職 務 内 容 一般事務、農業用排水施設運転管理、測量設計等補助 等

応募資格

- ・平成6年4月2日以降に生まれ、高校卒業以上または卒業見込みの方。
学部・学科は問いません。
- ・普通自動車運転免許（ただし、AT限定は採用決定後、限定解除により可）
- ・Word.Excel等パソコン基本操作。

応募方法

申込方法 自筆履歴書、卒業（見込）証明書、職務経歴書（該当の場合）を直接当改良区へ持参または簡易書留にて郵送。

受付期間 令和5年8月1日から令和5年9月30日

**申 込 先
問い合わせ先** 〒935-0024 氷見市窪938番地 氷見市土地改良区
職員採用担当 0766-91-0083

選考方法・日程

選考方法 作文及び面接試験

日 程 令和5年10月（詳細未定）

備 考 可否とも通知します。

労働条件等の詳細

- ・氷見市土地改良区のホームページで確認してください。



設立50周年記念式典

令和5年6月29日(木)氷見市芸術文化館にて、氷見市土地改良区設立50周年式典が関係者約140名出席のもと挙行されました。当日は公務御多忙のなか堂故茂富山県土地改良事業団体連合会長をはじめ、多くのご来賓のご臨席を賜りました。

江添良春氷見市土地改良区理事長の土地改良区設立経緯、先人たちのご功績といった50年の歩みを紹介する式辞の後、土地改良功労者表彰式が執り行われ、土地改良施設の管理運営に貢献された18名の方々が受賞されました。その後、ご来賓からご祝辞を賜り、長瀬潔理事長職務代理の閉式挨拶の後、富山県住みます芸人吉田サラダ氏による「氷見市大好き」と題した記念講演をいただきました。関係者一同「より良き土地改良区運営」を目指す決意を新たにし閉会となりました。



沿革

- | | |
|----------|---|
| 昭和48年 2月 | 氷見市土地改良区設立 |
| 昭和50年 4月 | 園土地改良区
西朴木土地改良区
稲積土地改良区
針木土地改良区と合併 |
| 昭和52年 7月 | 城東土地改良区
田子土地改良区と合併 |
| 昭和53年 8月 | 仏生寺土地改良区と合併 |
| 昭和57年 5月 | 大浦土地改良区
仏生寺川沿岸土地改良区
と合併 |
| 昭和58年 6月 | 余川川沿岸土地改良区と
合併 |
| 昭和59年 1月 | 十二町瀧沿岸土地改良区
と合併 |
| 昭和59年 5月 | 戸津宮土地改良区と合併 |
| 昭和60年 5月 | 加納土地改良区と合併 |
| 昭和61年 2月 | 宮田土地改良区と合併 |
| 平成 4年 1月 | 湖光土地改良区と合併 |
| 平成 5年 1月 | 北部土地改良区と合併 |
| 3月 | 上庄川沿岸土地改良区と
合併 |
| 平成 6年 1月 | 神代川沿岸土地改良区と
合併 |
| 平成 9年 3月 | 窪土地改良区と合併 |
| 平成11年 3月 | 加納第二土地改良区と合
併 |
| 令和 5年10月 | 氷見市宇波土地改良区と
合併予定 |

氷見市土地改良区

土地改良功労者表彰

窪	宮田	仏生寺	布勢	十二町	上庄
野畑	村	横山	田辺	畠中	碓
勝弘	幸三	武	正弘	郁夫	重信

熊無	久目	加納	加納	稲積	余川
南	小橋	川村	大門	堤下	南條
守一	賢治	建	清文	強	重一

余川	阿尾	藪田	藪田	宇波	女良
山崎	大澤	鎧高	川口	石崎	清水
紀典	勇	辰之	敏	栄	雅明



津田 康志 様
富山県農林水産部長



堂故 茂 様
富山県土地改良事業団体連合会長
参議院議員



江添 良春 様
氷見市土地改良区理事長



積良 岳 様
氷見市議会議長



林 正之 様
氷見市長



内島 聖寿 様
農林水産省北陸農政局次長



長瀬 潔 様
氷見市土地改良区理事長職務代理



組合員の皆様へ

賦課金について

種類	単価	納期
経常賦課金（氷見市内の田）	1,000円/10a（ほ場整備実施済の田）	11月末日
国・県営かんがい排水事業維持管理賦課金（五位ダムからの用水受益）	2,000円/10a	6月末日
十二町瀉沿岸管理区維持管理賦課金（十二町瀉排水機場の受益）	1級地 3,200円/10a 2級地 300円/10a	1期：5月末日 2期：8月末日

賦課金に関するお問い合わせは、管理課賦課係 ☎91-0083までお願い致します。
納期が休日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

賦課金納付について

- ① 口座振替は氷見市農協のみの対応となっております。
- ② 納付期限が口座振替日となります。
- ③ 氷見市農協窓口で納入する場合手数料は必要ありませんが、他金融機関から振り込みされる場合には手数料は組合員様のご負担となります。
- ④ 利用権が設定されている田であっても賦課金は原則所有者の負担となります。
利用権設定をして耕作者が賦課金を支払う場合には、届出が必要となりますので当改良区まで連絡をお願い致します。

農地を転用する際は

- 農地を農業以外の目的に使用するときには農地転用の手続きを行い、受益から除外する必要があります。
※無断転用は農地法により罰せられます。
- 転用予定地が国・県営かんがい排水事業の受益地であるときは、転用決済金を納付する義務があります。（土地改良法第42条第2項）
- 転用決済金の金額につきましては、地区により異なる場合がありますので土地改良区までお問い合わせください。
- 手続きが無い限り土地台帳から除外できませんので、従来どおり賦課されることとなります。

公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用される際にも上記の手続きが必要となりますので、事業主と十分話し合い、手続きに疑義が生じないようお願い致します。

決済金とは？

農地を転用することで、残存農地の組合員に対して負担が増えないようにするためのお金です。

補給水の使用期間

国・県営かんがい排水事業の補給水（五位ダムからの用水）の使用期間は、水利権により毎年4月26日から9月5日までと定められています。期間外での使用はできません。

施設の不具合、漏水、空気弁からの溢水等を発見されたときは、管理課（91-0083）までご連絡ください。

こんな時には、必ず届出をしてください。

- 組合員が死去された場合
- 農地を売買・贈与・交換・相続・耕作の移動等をした場合
- 農業者年金受給のため経営移譲した場合
- 住所や組合員名を変更した場合
- 公共事業等で田が用地買収された場合
- 農地転用する場合 等

届出用紙は
事務局にあります

